

別表1 基準指指数表

No.	種別	保護者（父母）の状況	指数	実施期間
1	就労	月160時間以上の就労を常態	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間
		月140時間以上の就労を常態	9	
		月120時間以上の就労を常態	8	
		月100時間以上の就労を常態	7	
		月80時間以上の就労を常態	6	
		月64時間以上の就労を常態	5	
2	妊娠出産	妊娠・出産 (切迫流産などは疾病として扱う)	7	出産予定期月の前後2か月の期間
3	疾病	入院1ヶ月以上	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間
		常時病臥	10	
		居宅内療養	重度の症状	
			上記以外の程度	
		障がい	一般療養	
			安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）	
		身体障がい者手帳を有し1・2級程度	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間
		療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しA1・A2・B1, 1・2級程度	10	
		療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しB2程度, 3級程度	8	
		身体障がい者手帳を有し3級程度	6	
		身体障がい者手帳を有し4~6級程度	4	
4	同居親族の介護	施設等の付添い	就労時間に準ずる	最長就学前までの、保育を必要とする期間
		居宅介護	重度障がい者等の全介護（要介護5, 4）	
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合	
			上記以外の程度	
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることのできない場合	10	当該期間
6	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている場合	2	3か月以内
7	就学等	就学・技能習得のため通学している場合	就労時間に準ずる	当該期間
8	虐待等	虐待やDVのおそれがあること	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間
9	その他、市町村が定める事由（死亡、離別、行方不明、拘禁等）		10	

別表2 調整指數表

	No.	条 件	指數
福祉的配慮	1	虐待やDVのおそれがある場合 里親委託が行われている場合	6
	2	ひとり親世帯	6
	3	子どもが障がいを有する場合	3
	4	保護者が重度の障がいで、養育が困難であると認められる場合	2
	5	生活保護世帯	1
	6	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7	育児休業取得により一度退所した後、育児休業明けに入所を希望する場合	6
	8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	5
	9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している場合 (希望順位が第1希望の場合は更に+1)	4 (+1)
	10	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合 (多胎児の場合は更に+1)	3 (+1)
	11	転居による転園の場合 転入による入所希望の場合(転入元で認可保育所等に在籍していた場合に限る)	1
少子化対策支援配慮	12	特定職種への配慮(保育等への従事者)	4
	13	産休・育休期間明けに入所を希望する場合	3
	14	出産・育児のために離職し、退所した後、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所等を希望する場合	3
	15	第3子以降の児童の申込みの場合	1
	16	親族等の協力者なし	1
減点	17	保育料未納者(未納が6か月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない)	-10

別表3 指数の合計が同点の場合の優先順位

第1段階	調整指數において 「福祉的配慮>養育環境の配慮>子育て支援・少子化対策の配慮」の順に優先する (マイナス調整は除く) <u>※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。</u>
第2段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等>不存在 >疾病・障害 >就労>親族の介護>出産>就学>災害復旧>求職
第3段階	待機期間の長い世帯を優先する
第4段階	児童数の多い世帯を優先する
第5段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望>第2希望>第3希望>第4希望以降順」に優先する
第6段階	世帯の市民税所得割課税額が低い世帯を優先する